

市川市ガーデニングアダプト制度の実施に関する要領

1 目的

この要領は、市川市ガーデニングアダプト制度（以下「アダプト」という。）に関し必要な事項を定めることにより、ガーデニング・シティいちかわの推進を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において「アダプト」とは、市の管理する道路、河川、緑地等の公共施設（以下「公共施設」という。）において、市内に居住し、勤務し、又は在学する者で構成された団体又は市内の事業者（以下「団体等」という。）が協働管理者として自発的に緑化・美化・清掃等（以下「美化活動等」という。）を行うことをいう。

3 美化活動等の内容

アダプトによる美化活動等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の環境美化のための草花の植栽及び維持管理
- (2) 公共施設の除草作業
- (3) 公共施設の清掃作業
- (4) 公共施設の破損等の情報提供
- (5) その他公共施設の美化に関する活動

4 参加の申込み

アダプトにより美化活動等を実施しようとする団体等は、市長に市川市ガーデニングアダプト申込書（様式第1号）、参加者名簿（様式第2号）及び活動計画書（様式第3号）を提出するものとする。

5 協議

市長は、市川市ガーデニングアダプト申込書の提出があったときは、活動内容、活動計画等について団体等と協議するものとする。

6 合意書の締結

市長は、協議によりアダプトに関し合意したときは、当該団体等との間で合意書（様式第4号）を取り交わすものとする。

7 団体等の責務

アダプトに関して合意書を取り交わした団体等（以下「アダプト団体」という。）は、公共空間の一定区域において、1年以上継続して活動するものとする。

8 美化活動等に対する支援

市長は、アダプト団体に対し予算の範囲内で次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 美化活動等に必要な簡易な用具の支給
- (2) 美化活動等に伴うごみ等の処理に必要な支援
- (3) 表示板（アダプトサイン）の設置、美化活動等に関する啓発・広報活動
- (4) 美化活動等に対する助言

9 活動の報告

アダプト団体は、毎年3月末日までに市川市ガーデニングアダプト活動報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

10 合意内容の変更

市長は、活動計画等合意内容を変更する必要があるときは、アダプト団体と協議のうえ合意内容を変更することができる。

11 合意事項の催促

市長は、アダプト団体が合意事項を履行しないとき又は合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう促すものとする。

12 アダプトの解除

市長は、アダプト団体に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、アダプトの合意の解除をすることができる。

- (1) アダプト団体が活動を止めるために、市長に市川市ガーデニングアダプト解除申出書（様式第6号）を提出したとき。
- (2) アダプト団体等が合意事項を履行しないとき又は合意内容を逸脱したとき。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は合意書に定めるところによる。

附則

この要項は、平成25年1月17日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。